

第22号議案

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第1条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項第8号中「学校教育法」を「学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)による改正前の学校教育法」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第25条の2第1項及び第3項中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第2の表第1号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校(以下「特殊教育学校」という。)」を「特別支援学校」に改め、同表第2号から第4号までの規定中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第3条 県立学校の職員定数条例(昭和31年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「県立盲学校、ろう学校及び養護学校」を「県立特別支援学校」に改める。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第4条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

（島根県立高等学校等条例の一部改正）

第5条 島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条及び第10条中「並びに盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

別表第1の2の表の見出しを次のように改める。

2 特別支援学校

（教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第6条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。